

新旧対照表

新	旧								
<p>千葉県特定建築物指導要綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 空気環境の調整</p> <p>1 特定建築物維持管理権原者は、空気環境の測定方法について、「<u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和45年厚生省令第2号)</u>」(以下「<u>規則</u>」という。)第3条の2の規定による他、次の規定に留意して実施すること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 アイ 略</p> <p>ウ 冷却塔及び加湿装置の点検及び清掃等の実施方法については、「<u>レジオネラ症防止指針</u>」を参考にして、その施設にあった方法により行うことが望ましい。</p> <p>3 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 雑用水及び排水に関する設備の管理</p> <p>1 特定建築物維持管理権原者は、雑用水及び排水に関する設備の維持管理を行う場合、<u>規則</u>第4条の2及び第4条の3の規定による他、次の規定に留意して実施すること。</p> <p>(1) <u>規則</u>第4条の2に規定する水質検査</p> <p>検査項目のうち、遊離残留塩素の含有率、pH値、臭気、大腸菌及び濁度の水質検査方法については、次のとおりとする。</p>	<p>千葉県特定建築物指導要綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 空気環境の調整</p> <p>1 特定建築物維持管理権原者は、空気環境の測定方法について、規則第3条の2の規定による他、次の規定に留意して実施すること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 アイ 略</p> <p>ウ 冷却塔及び加湿装置の点検及び清掃等の実施方法については、「<u>新版レジオネラ症防止指針</u>」を参考にして、その施設にあった方法により行うことが望ましい。</p> <p>3 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 雑用水及び排水に関する設備の管理</p> <p>1 特定建築物維持管理権原者は、雑用水及び排水に関する設備の維持管理を行う場合、法施行規則第4条の2及び第4条の3の規定による他、次の規定に留意して実施すること。</p> <p>(1) 施行規則第4条の2に規定する水質検査</p> <p>検査項目のうち、遊離残留塩素の含有率、pH値、臭気、大腸菌及び濁度の水質検査方法については、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 1307 492 1355">検査項目</th> <th data-bbox="492 1307 1104 1355">検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 1355 492 1444">遊離残留塩素の含有率</td> <td data-bbox="492 1355 1104 1444">DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	遊離残留塩素の含有率	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1232 1307 1496 1355">検査項目</th> <th data-bbox="1496 1307 2130 1355">検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1232 1355 1496 1444">遊離残留塩素の含有率</td> <td data-bbox="1496 1355 2130 1444">DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	遊離残留塩素の含有率	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法
検査項目	検査方法								
遊離残留塩素の含有率	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法								
検査項目	検査方法								
遊離残留塩素の含有率	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法								

pH値、臭気、大腸菌及び濁度

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法

(ア)～(ウ)略

(2)略

2 略

第8 清掃及びねずみ等の防除

1 特定建築物維持管理権原者は、掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除についての実施方法について、規則第4条の5の規定による他、次の規定に留意して実施すること。

(1) ねずみ等の駆除に使用する薬剤量は、規則第4条の5第2項第1号による調査結果に基づく必要最小限の使用量にするよう努めること。

(2) 防除作業終了後、防除の効果を調査すること。

(3) 大掃除、ねずみ等の駆除その他の作業を行う場合には、必要に応じ、作業日時、作業方法等を、その特定建築物の使用者、利用者に事前に周知すること。

2 略

第9 略

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

pH値、臭気、大腸菌及び濁度

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法

(ア)～(ウ)略

(2)略

2 略

第8 清掃及びねずみ等の防除

1 特定建築物維持管理権原者は、掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除についての実施方法について、法施行規則第4条の5の規定による他、次の規定に留意して実施すること。

(1) ねずみ等の駆除に使用する薬剤量は、法施行規則第4条の5第2項第1号による調査結果に基づく必要最小限の使用量にするよう努めること。

(2) 防除作業終了後、防除の効果を調査すること。

(3) 大掃除、ねずみ等の駆除その他の作業を行う場合には、必要に応じ、作業日時、作業方法等を、その特定建築物の使用者、利用者に事前に周知すること。

2 略

第9 略

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

様式 略

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式 略